

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県奥州市江刺玉里字玉崎133番地2

氏 名 北日本油設株式会社 代表取締役 久保尻 太一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 菅原 健司



許可の年月日 令和 7年 2月13日

許可の有効年月日 令和12年 2月12日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・廃油 (重油類に限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 2月13日 当初許可

平成 3年 6月11日 変更届出書受理 (代表者を及川直から変更したこと。)

平成 7年 2月13日 更新許可

平成11年 6月15日 変更届出書受理 (代表者を菅野懋から変更したこと。)

(以下、裏面記載)

平成12年	2月13日	更新許可
平成17年	2月13日	更新許可
平成17年	6月15日	変更届出書受理（代表者を門脇生男から変更したこと。）
平成20年	8月4日	事業範囲の変更許可（廃油（重油類に限る。）の積替え・保管を追加したこと。）
平成21年	6月15日	事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くずを追加したこと。）
平成22年	2月13日	更新許可
平成25年	7月2日	変更届出書受理（代表者を菊池和美から変更したこと。）
平成27年	2月13日	更新許可
令和2年	2月13日	更新許可
令和7年	2月13日	更新許可
令和7年	6月24日	変更届出書受理（代表者を後藤昭亀から変更したこと。）

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県奥州市江刺玉里字玉崎 1 5 4 番 4

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃油（重油）	—	8.28	1.9	—	屋内、1,900ℓタンク使用

以下余白

